

ビールに  
弁当：  
私は一般国民です。

地図や  
双眼鏡は  
持ってません！

秘密保護法の撤廃を求める埼玉の会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル3階 埼玉県平和委員会気付 電話 048-711-4434

# おしゃべりも相談も犯罪に…

安倍政権は、開会中の通常国会に「共謀罪」を含む組織犯罪処罰法改正案を提出。審議入りを強行しました。

「共謀罪」は実行行為ではなく意思そのものを裁くもので、戦前の治安維持法に通ずるものです。これまで3回、提出されましたが、多くの反対を受けて廃案になっています。今回も、提出を許さない声をあげていきましょう。

## 憲法で保障された思想・信条、 内心の自由を侵害

近代の刑法では、被害が起きた場合に、その犯罪行為を処罰するのが原則です。捜査は事件が起きてから始まります。

しかし、「共謀罪」は、事件が起きていない、被害が生じていない段階でも、処罰ができるというもの。おしゃべりをしたり、相談しただけでも犯罪とみなされ、処罰される恐れがあります。思想・信条の自由、内心の自由を侵害する憲法違反の「法案」です。

## 「テロ対策」とは関係のない 277もの犯罪に適用

安倍政権は「テロ対策のために必要だ」と強調しています。

しかし、共謀罪が適用される犯罪は277にのぼり、「テロ」とはまったく関係のない公職選挙法や道路交通法など、広く市民生活にかかわる犯罪も対象となっています。しかも、「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、一般市民や市民グループなども対象にされかねません。

## まかり通る監視・盗聴・密告… 戦前のような息苦しい社会に

事件が発生していない段階で「犯罪」を取り締まるためには、日常的な監視・盗聴が不可欠になります。戦前の「隣組」のような、市民同士を相互に監視させ、密告させる仕組みも必要になります。人の目を気にしなければならぬ息苦しい社会になってしまいます。

「共謀罪は廃案に！」の声を！